

運 航 基 準

令和 4年 4月 1日改正

ハウステンボス株式会社

大村湾遊覧航路

目 次

第1章	目 的	…………… 1
第2章	運航の可否判断	…………… 1
第3章	船舶の航行	…………… 3

第 1 章 目 的

(目 的)

第 1 条 この基準は安全管理規程に基づき、大村湾内遊覧航路及び各旅客不定期航路の船舶運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第 2 章 運 航 の 可 否 判 断

(発航の可否判断)

第 2 条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。但し、ハウステンボス港に於いては、港口を南に開いており特に南よりの風波の影響を大きく受けやすいという特殊性から、本項及び本条第 2 項、第 3 条第 2 項、第 3 項、第 4 条第 1 項に定める規定とは別途、ハウステンボス港及び、近接海域における ①南東、南、南西の風 9 m / S 以上、②波高 0.6 m 以上を上記条項に係る発航及び運航の中止特記基準として適用するものとする。

港名	風速	波高	視程
ハウステンボス港	15m/s 以上	1.0m 以上	500m 以下
長島港			

2. 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象、海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速 15 m / s 以上	波高 1.0 m 以上
----------------	-------------

※第 2 条 1 項特記基準適用

3. 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	発航港に近接した海域	視程
ハウステンボス港		各港から5マイル付近に至る海域	500m以下
長島港			

※第2条1項特記基準適用

4. 船長は、前3項に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置を取らなくてはならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準航路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2. 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波高	動揺
15 m/s 以上 (船首尾方向の風を除く。)	波高 1.0m 以上	横揺れ 10 度以上

※第2条1項特記基準適用

3. 船長は、航行中、周囲の気象・海象（指定を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、航行の継続を中止し帰港の措置をとらなければならない。

風 速	波 高
15 m/s 以上（船首尾方向の風を除く。）	波高 1.0m 以上

※第2条1項特記基準適用

4. 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視 程 500 m 以下

（入港の中止）

- 第4条 船長は入港予定地港内の気象、海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

気象・海象 港 名	風 速	波 高	視 程
ハウステンボス ハーバー	15 m/s 以上	1.0 m 以上	500 m 以下
長 島 港			

※第2条1項特記基準適用

（運航の可否判断等の記録）

- 第4条の2 運航管理者および船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌に記録するものとする。運航中止基準に達した、又は、達するおそれがあった場合における運航の継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第 3 章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第 5 条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を決めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置

(運航基準図等)

第 6 条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点及び終点の位置並びにこれら相互間の距離
 - (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
 - (3) 標準運航時刻（起点及び終点の発着時刻）
 - (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき区間
 - (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶が輻湊する海域
 - (6) 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
 - (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
 - (8) その他航行の安全を確保するための必要な事項
2. 船長は、基準経路、避険線、その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第 7 条 基準経路は、大村湾遊覧航路の運航基準航路図 1～4 を常用基準経路とする。

(速力基準等)

第 8 条 速力基準は別表 1 に定めるとおりとする。

2. 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
3. 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、本運航基準に掲げる航路を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(特定航法)

第10条 ハウステンボス港・長島港の航法

- (1) 船舶は、入港しようとするときはハウステンボス地先1号ブイを左に見て水路に入り、水路の右側を航行しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行しハウステンボス地先2号ブイを左に見て通過しなければならない。
- (3) 船舶は、水路においては他の船舶と平行して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 横島～ハウステンボス地先ブイ間は6ノット以下、地先ブイ～栈橋間は安全運航に支障のない速度まで減速して航行しなければならない。
- (5) 西海橋地先の魚釣崎とヘタ裸島を結ぶラインから長島港の区間は6ノット以下とし安全運航に支障のない速度まで減速して航行しなければならない。

(連絡方法)

第11条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	本 社	VHF (71ch) 又は携帯電話
(2)	緊急の場合	本 社	VHF (71ch) 又は携帯電話

(機器点検)

第12条 船長は、着岸又は着栈前、岸壁又は栈橋手前1,500m付近において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。これは、短い航路において、1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第13条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌に記録するものとする。

[別表 1]

速力区分	モササウルス		あかしあ		マリエラ	
	速力 (ノット)	毎分主機 回転数	速力 (ノット)	毎分主機 回転数	速力 (ノット)	毎分主機 回転数
最微速			6	700rpm		
微速	1.2	700rpm	8	900rpm	7	450rpm
半速	5.2	1,200rpm	19	1800rpm	9.3	650rpm
全速	12.76	2,230rpm	31.05	2670rpm	12.1	900rpm
航海速力	10	1,800rpm	10	1400rpm	11	800rpm